

第4回 直方市中心市街地活性化協議会 議事録

平成20年11月25日15時00分より、直方商工会議所4階大ホールにおいて第4回直方市中心市街地活性化協議会を開催した。

委員の総数 30名 出席委員 24名

定刻、前記のとおり出席があったので、事務局より開会を宣し、はじめに株式会社もち吉 村上氏が新たに委員として本協議会より参加することが報告される。

灘崎副会長の挨拶として、第3回協議会で報告された基本計画概要に基づき、市と国との協議の結果、大幅な見直しが必要となり、数値目標の見直し等の修正作業を重ねたことにより、第4回協議会開催が遅れ、今協議会に報告される基本計画(案)をもって、再度、国との協議を進めていくこととすることが報告される。

挨拶後、会長欠席の為、灘崎副会長が議長となり、議事に移る。

議 事

(1) 直方市中心市街地活性化基本計画概要(案)の報告について

直方市産業振興課小林課長より、直方市中心市街地活性化基本計画概要(案)について、前回第3回協議会にて報告された計画概要(案)より、国との協議の結果、修正された項目について別紙資料をもとに説明がなされる。

(2) 部会の設置について

事務局より、直方市中心市街地活性化基本計画概要(案)に記載されている2つの基本テーマのうち、『集積した機能を強化しひとが行き交うまちづくり』の主に商業機能の強化と『歴史と文化の集積を活かしたひとが集うまちづくり』の歴史建造物を活かしたまちの魅力づくりについて検討する部会の設置の提案と協議会内に限らない部会のメンバーの構成の提案が行われ、協議の結果、事務局に一任とし承認を得る。

質疑内容

Q. 民間が新たに民間事業を計画した場合、基本計画への中途追加は可能か。

また、基本計画への事業追加を希望した場合、協議会での協議が必要となるのか。

A. 現在の基本計画(案)への追加・変更も可能であり、今後5年間で実施できる事業であれば中途での追加・変更も可能である。

基本計画は市が作成するが、必ず協議会の意見を聞くことが求められることから、新事業を基本計画に記載する場合、協議会での協議が必要となる。

Q. 基本計画(案)の活性化事業一覧での①・②事業について、実施期間は順調に進むのか。また、当市が財政難の中、これらの事業を進める上で市への負担は大きいと思われるが、財源は確保されているのか。事業の進捗状況は協議会としてどのように把握していくのか。

A. 現在これらの事業については、ほぼ着手している。

伝統的建造物保存地区事業については、未着手であるが、国・県からの補助金により事業を進めることとなっている。

現状、市の財政状況は厳しいが、事業計画の中で毎年度予算枠を決定し事業を進めている。

基本計画の認定後5年間は、国に対し進捗管理・進捗状況報告を行う必要があり、進捗状況の管理することとは本協議会の役割となる。

議事後、福岡県商工部中小企業振興課、中小機構サポートマネージャーより基本計画の認定に対する留意点について、以下のとおり意見をいただく。

現在の認定状況の紹介として、国の第3回認定が11月11日に行われ、13の地域が新たに認定となった。九州管内からは熊本県山鹿市が認定となっている。

直方市は、次回、平成20年度最終の3月の認定を目指している。

国の方針として、基本計画の事業実施期間5年以内での事業実現の可否を重要視している。

問題は、民間がこの期間内に数値目標を達成しうる事業ができるかどうか。その為に、申請までに2つの部会を立ち上げ、事業の実現可能性を十分に協議して頂きたい。

以上により、議事が終了したので16時00分閉会した。